

これって認知症?
家族が認知症?

認知症

について

気になることがある方へ

認知症の診断は
受けていないが気になる

簡単に
チェックしたい

3ページ

まずは
相談したい

4ページ

受診、検査
したい

5・6ページ

認知症と診断された

認知症でも
交流や仕事を
続けたい

7・8ページ

利用できる
サービスを
知りたい

9~13ページ

将来の備えを
考えておきたい

14ページ

これって認知症?と思ったとき、認知症と診断されたとき、これからどうしたらよいのか、安心して自分らしく暮らすためのヒントがつまっています。
気になるページをご覧ください。

詳しく聞きたいときは、このガイドブックを持って地域包括支援センター(裏表紙)へ ▶▶▶

三条市認知症ケアパス

(状態に応じたサービス・支援)

本人の状態	認知症かもしれない けど生活は自立	誰かの見守りがあれば 生活は自立	日常生活に手助け、 介護が必要	常に介護が必要
相談したい 4ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター、市役所高齢介護課 ◆認知症の人と家族の会等電話相談 ◆認知症疾患医療センター 			
受診したい 5、6ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆かかりつけ医 ◆認知症疾患医療センター、専門医療機関(精神科、神経内科) ◆認知症初期集中支援チーム(受診等の支援) 			
外出・交流の 機会がほしい 7ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆集いの場(ふれあい・いきいきサロン、さんちゃん健康サークルなど) ◆認知症本人の集い ◆通所型サービスA(交流目的のデイサービス) ◆デマンド交通、お出かけパス ◆認知症カフェ ◆介護タクシー 			
仕事を続けたい 何か活動したい 8ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆仕事の相談 若年性認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター ◆ボランティア、活動の場の相談 地域包括支援センター 			
介護サービスを利用したい 9、10ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防サービス ◆介護保険サービス 			
見守り・声掛け してほしい 11ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者等見守り事業 			
家事支援を 受けた 11ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆家事サービス シルバー人材センター、NPO法人家事サービス、民間の配食・宅配サービス 			
一人歩きが 心配 11ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症高齢者等靴ステッカー見守り事業 ◆認知症高齢者等個人賠償責任保険 ◆はいかいシルバーSOSネットワーク 			
お金や財産の 管理が心配 12ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費生活相談 ◆日常生活自立支援事業 ◆成年後見制度 			
介護の悩み 介護の仕方 13ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症カフェ、家族介護支援事業(介護者向け講座) ◆介護家族のつどい(認知症の人と家族の会) 			
自分のことを 自分で決めたい (備え) 14ページ	<ul style="list-style-type: none"> ◆わたしの安心ノート 			

これって認知症？

認知症に気付くきっかけ

認知症とは、何らかの原因で脳の細胞にダメージを受け、記憶障がいなどにより生活に支障が出ている状態のことを言います。高齢になるほど誰にでも起こる可能性があります。

認知症に気付くサイン

認知症の状態

ごく初期

- ・ 「あれ」「あの」等の言葉が増える。
- ・ 人の名前が出てこない。
- ・ 物をどこに置いたか忘れ、探し物が多くなる。
- ・ 同じ話をする。
- ・ 外出がおっくうで意欲が低下する。
- ・ 約束を忘れることが増える。

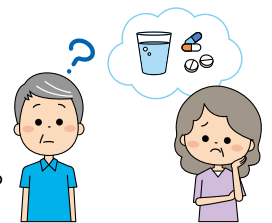


ポイント

以前と比べて頻度が増えたかどうか重要です。「性格」「歳のせい」と決めつけず、「ひょっとして認知症かも？」と気に留めてみましょう。50歳代など若い方も発症する場合があります。気になったら相談しましょう。

初期

- ・ 身なりを気にしなくなる。
- ・ 探し物が増え、無いことを人のせいにする。
- ・ 家電製品の扱いができなくなる。
- ・ 料理の段取りが悪くなったり、味付けがおかしかったりする。
- ・ 攻撃的な言動や、怒りっぽくなるが増える。



ポイント

家族が見て、あれ?と思うことがあったときは、受診しましょう。日常生活に支障が出てきたときには、認知症が進んでいる可能性があります。

中期

- ・ 同じことをしつこく繰り返し言う、何度も聞く。
- ・ 食品や薬の管理、買い物での支払いができなくなる。
- ・ たびたび道に迷う。

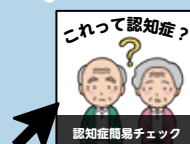
ポイント

まだ受診できていない場合、家族だけでも受診について相談に行きましょう。



◆簡単にチェックしたいとき◆

「認知症簡易チェックサイト」でチェックしてみましょう。市役所ホームページ(トップページ)の下方、「便利なサービス」のこのマークをクリック



◆携帯電話・スマートフォン
二次元コード



<https://fishbowlindex.net/sanjo/>

相談したい

いつもと違う、と不安になったら、下記相談窓口へ早めに相談しましょう。

相談窓口一覧

● 地域包括支援センター

まずはこちらにご相談ください。高齢者の総合相談窓口です。

電話、訪問などで相談に応じ、受診先の紹介や利用できるサービスなどの紹介もします。

名称	担当圏域	所在地	電話番号
地域包括支援センター嵐北	第二・三中学校区	東裏館3-6-58 特別養護老人ホームうらだての里内	36-0620
地域包括支援センター嵐南	第一・本成寺中学校区	大野畑6-86-7 特別養護老人ホーム長和園内	36-5001
地域包括支援センター東	第四・大崎・大島中学校区	塚野目2380-2 特別養護老人ホームつかのめの里内	38-4455
地域包括支援センター栄	栄中学校区	福島新田丁1481-1 特別養護老人ホームさかえの里内	45-7600
地域包括支援センター下田	下田中学校区	荻堀830-1 市役所下田庁舎内	46-3193

● かかりつけ医

普段から持病の治療や健康管理を行ってくださっているかかりつけ医に相談することもできます。必要に応じて専門医療機関を紹介してくれます。

● 認知症疾患医療センター

気になる症状の対応方法や、受診した方がよいのか、どうやって受診させたらよいかなど、認知症に関する専門的な相談に応じます。

➔ 連絡先 認知症疾患医療センター 川瀬神経内科クリニック ☎33-9070



◆相談した方がよいか迷う、勇気がいる、というときは◆

一人で抱えず、まずは気になることを信頼できる身近な人や、地域の民生委員・児童委員さんに話してみましょう。

気軽に話を聞いてほしいというときは、認知症コールセンターなどの電話相談もあります。

民生委員・児童委員 相談を受け、地域包括支援センターや市役所につないでくれます。お住いの地区を担当する民生委員・児童委員を知りたい場合は、自治会長や、市役所福祉課にお問い合わせください。

➔市役所福祉課 福祉・公営住宅係 ☎34-5405

認知症コールセンター ➔電話（裏表紙参照）

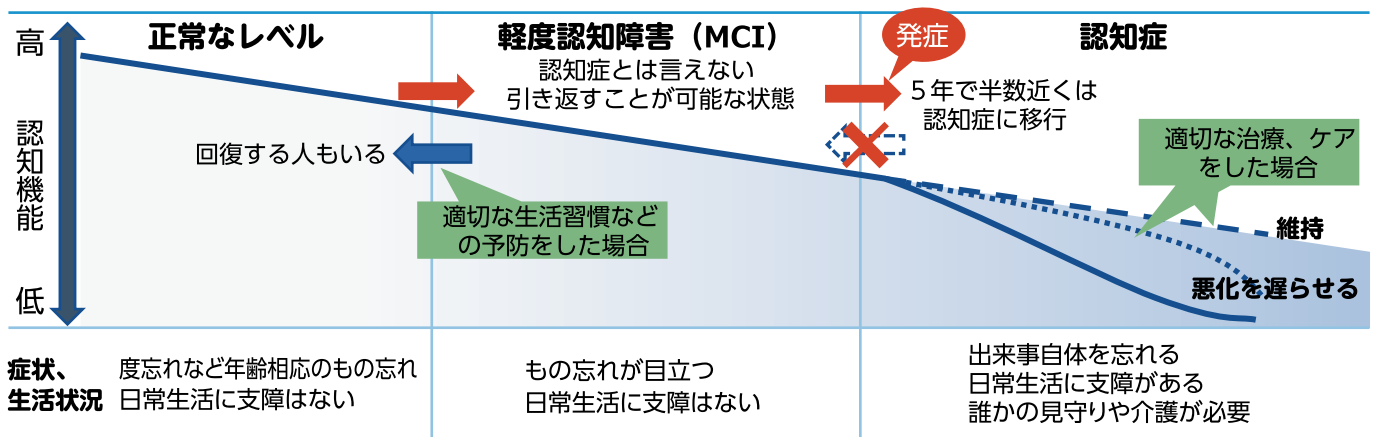
もしかして認知症？と気になったとき

受診・検査したい

日々の暮らしに不安を感じたら、早めに受診しましょう。

早めの受診のメリット

- 軽度認知障がい(MCI)の段階で対処すれば、発症を予防したり遅らせたりできます。
- 適切な治療やケアで症状の軽減や、重症化が防止できます。
- 生活の中での対処方法や、活用できるサービス等の情報を早めに得られます。
- 今後の暮らしや備えについて考え、家族と話し合っておくことができます。



◆認知症と間違えやすい病気◆

うつ病: ストレスなどから憂うつ、気分が落ち込んだ状態になると、意欲や集中力、認知機能が低下することがあります。

せん妄: 脱水や、体調不良により意識が障がいされ、つじつまの合わない言動や、記憶障がい、幻覚などが現れることがあります。発症日がはっきりしていて、適切な治療で改善します。

※このほかにも、薬の影響で、認知症に似た症状が現れることもあります。

認知症ではなく、治療で改善可能な別の病気の可能性もあるので、早めに受診しましょう。



受診前にしておくこと

受診前に気になることをまとめておきましょう。

- 一番初めに気付いた異変(いつごろ、どんなこと)
- 今困っていること(いつから、どんなことか、頻度)
- どんなとき(場面)に症状(気になる言動)があるか
- 治療中の病気や飲んでいる薬
- 過去にかかった病気

もしかして認知症？と気になったとき

受診・検査したい

どこに受診すればよいのでしょうか？どんな検査をするのでしょうか？

まずはかかりつけ医を受診しましょう。かかりつけ医がいない場合や、専門的な検査を希望する場合は、精神科、神経内科、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関を受診しましょう。

専門医療機関では、問診、認知機能検査、MRI、脳血流検査などにより、認知症かどうか、認知症のタイプ(原因となる病気)の診断をします。また、必要な投薬治療、対応の助言なども行います。



専門医療機関

● 専門診療科がある医療機関

医療機関名	診療科	住所	電話番号
大島病院	精神科	大島5103	34-1551
三条東病院	もの忘れ外来	北入蔵2-17-27	38-1133
川瀬神経内科クリニック	神経内科	東本成寺20-8	33-9070
三之町病院 ※	脳神経内科	本町5-2-30	33-0581
済生会新潟県中央基幹病院 ※	脳神経内科	上須頃5001番地1	47-4700
燕三条すごろ脳脊髄クリニック	脳神経外科	上須頃1525	47-4811

※かかりつけ医からの紹介状が必要です。

● 認知症疾患医療センター

医療機関名	住所	電話番号
川瀬神経内科クリニック	東本成寺20-8	33-9070
白根緑ヶ丘病院	新潟市南区西白根41	025-372-4107
総合リハビリテーションセンター・みどり病院	新潟市中央区神道寺2-5-1	025-244-5566
三島病院	長岡市藤川1713-8	0258-42-3400
長岡西病院	長岡市三ツ郷屋町371-1	0258-27-8519

本人が受診をためらうとき

かかりつけ医から本人に話をしてもらい、家族だけで受診するなどの方法が考えられます。また、どのように受診させたらよいか、認知症疾患医療センターに相談できます。

本人に自覚がある場合は、早く受診することのメリットや、不安の解消につながることを伝えましょう。



◆ 認知症初期集中支援チームもサポートします ◆

医療や介護の専門職によるチームが自宅を訪問し、本人の状態や生活の様子などをお聞きし、本人や家族の相談に応じながら、受診や必要な介護サービスの利用などをサポートします。

地域包括支援センターにご相談ください。



認知症と付き合いながら暮らす

交流したい

「できなくなること」だけでなく、「今できること」に目を向け、病気と付き合いながら暮らしていきましょう。

出掛ける場所、生きがいの場所、居場所を持ちましょう

急に生活を変えるのではなく、サロンや趣味活動など、人との交流を続けましょう。家にこもらず人とつながることは、心や体に刺激を与え、認知症の進行を遅らせることがあります。地域包括支援センターが本人の希望に合ったところと一緒に探します。

認知症の方の声

- ・これまでの仲良く気の合う人が関わり続けてくれることが、一番必要なと思います。
- ・認知症と診断されてから家から出なくなってきたけど、どうしても趣味の将棋サークルに行きたくて仲間に病気のことを伝えたら、これまでどおり接してくれ、助けてくれました。

集いの場

ふれあい・いきいきサロン、さんちゃん健康サークルなど、各地域に集いの場があります。お近くの集いの場については、地域包括支援センターにお問い合わせください。

認知症本人の集い

認知症の人が、気兼ねなく発言でき、居心地がよく、やりたいことを実現したり、楽しんだりできる場として、認知症の本人の集いを開催しています。地域包括支援センターにご相談ください。

認知症カフェ

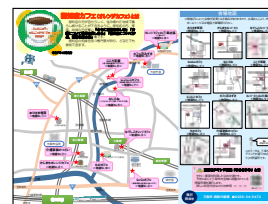
認知症の方や家族、地域の人、介護の専門職など誰もが気軽に集える場です。

同じ病気で悩んでいる方、家族同士で互いの経験を共有したり、気持ち聞いてもらったりするだけでも、「ひとりではない」と思えることがあります。介護の専門職への相談もできます。

市内の介護サービス事業所等で、月1回程度開催しています。

→「さんじょうオレンジカフェマップ」をご覧ください。

(市役所窓口、地域包括支援センターで配布、市ホームページに掲載のほか、広報さんじょうに掲載しています。)



◆身近な地域にサポートしてくれる人たちはいます◆

認知症の方が安心して外出できるよう、やさしく見守り、必要な手助けをするなど、認知症について学ぶ講座を受講した認知症サポーターが地域にいます。これまでスーパー、金融機関、タクシー会社、市役所、小中学校、いきいきサロンやさんちゃん健康サークルなどが受講しました。

→サポーター養成講座の申込み 市役所高齢介護課 高齢福祉係 ☎34-5472

サポーターがいる
企業等の目印



ロバ隊長 オレンジリング

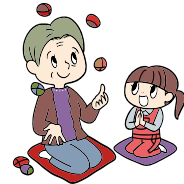
認知症と付き合いながら暮らす

活動・仕事を続けたい

認知症による記憶障がいなどがあっても仕事等続けるには、できそうなことを見極め、周囲の理解と協力を得ることも必要です。

家事を続けたい、新たに何かやってみたいと思ったら

今までの家事を続けたい、何かやってみたい、役に立ちたいなどというときは、地域包括支援センターにご相談ください。安心して活動を続けるための工夫などを一緒に考えたり、本人が得意なことを生かせる場を探すお手伝いをします。



仕事を続けるか、辞めるか悩むとき（若年性認知症）

働き盛りの年代（65歳未満）で発症したときは、若年性認知症支援コーディネーターにご相談ください。若年性認知症支援コーディネーターは、県が認知症疾患医療センターに配置し、本人、家族の悩みを聞き、仕事に関する相談窓口と連携し、配置転換や、周囲に配慮していただきたいことなど、勤務先との相談調整の支援を行います。

休職、退職しなければいけない場合の手当や給付、医療費の助成や障害年金など、利用できる制度や手続きの仕方なども紹介します。

➔若年性認知症支援コーディネーター（川瀬神経内科クリニック内） ☎33-9070



◆自動車の運転免許の更新・返納◆

75歳以上の方が免許を更新する際や、一定の違反をした場合、認知機能検査を受ける必要があります。「認知症のおそれがある」と判定された場合は医師の診断が必要となり、「認知症」と診断された場合は、免許取消となります。

運転免許証の自主返納

運転免許証を自主返納した場合、申請すると「運転経歴証明書」がもらえ、公的な本人確認書類として使用できます。

➔返納手続き、問合せ 運転免許センター ☎025-256-1212(平日、日曜のみ)
又は三条警察署 ☎33-0110(平日のみ)

おでかけパスを知っていますか？

デマンド交通を市街地エリア内で利用したときや、それ以外のエリアで2人以上で利用するときに料金が割引されるほか、協賛店で特典を受けられるカードです。運転免許証を返納された方は、パス発行代金 年1,000円が返納した年に限り無料になります。

➔市役所環境課 生活安全・交通係 ☎34-5574



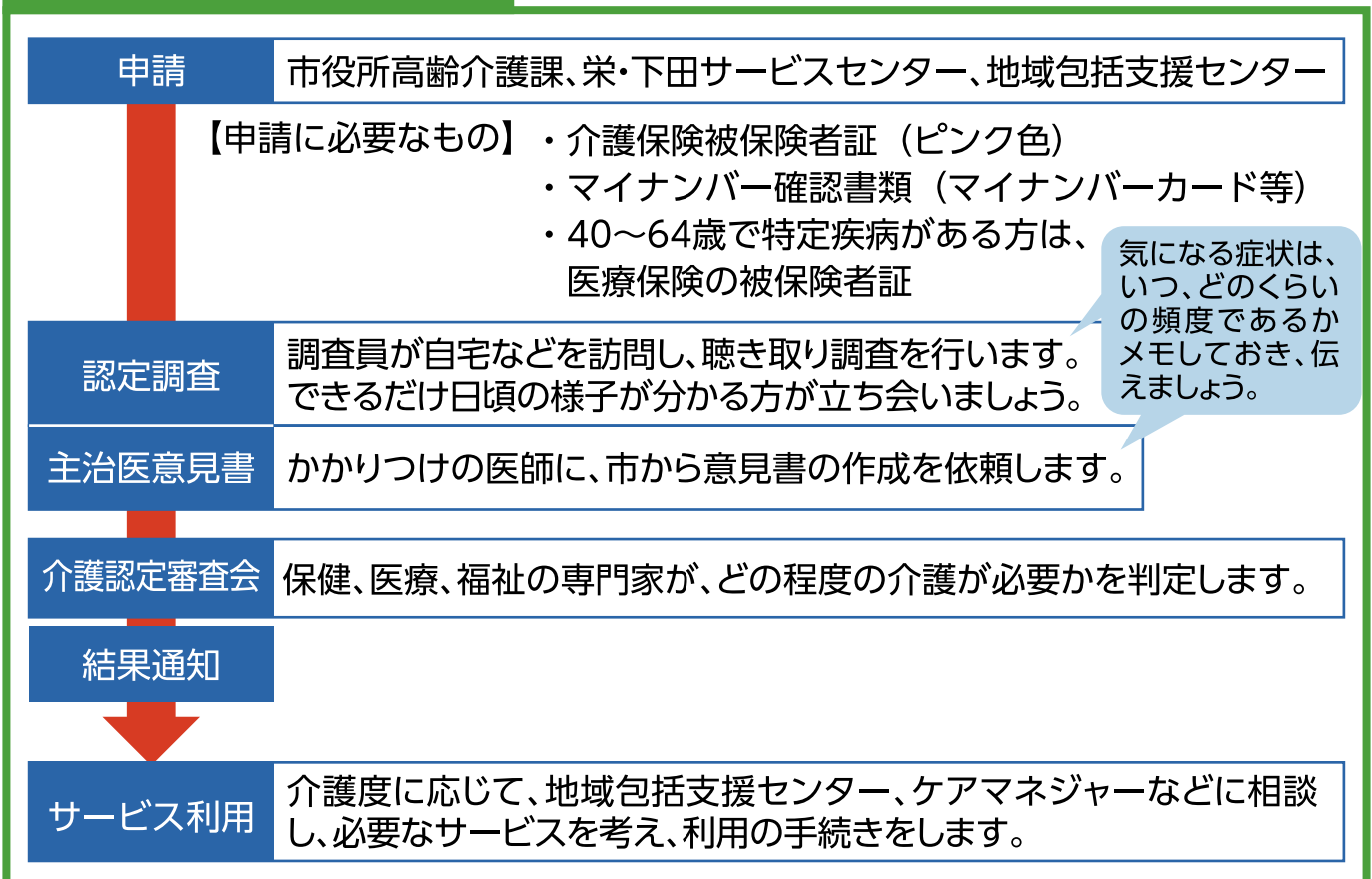
生活に手助けが必要

介護サービスを利用したい

介護保険のデイサービスやヘルパーなどのサービスを利用するためには、申請が必要です。

介護保険の要介護・要支援認定の流れ

サービス利用までの流れ



詳しくは、市役所高齢介護課 介護認定係や地域包括支援センターにご相談ください。

どんな手助けがあるとよいか周囲に伝えましょう

一人で行うことが難しくなったことでも、少しの手助けがあればできるというときもあります。すべてお世話してもらおう（してあげる）のではなく、周囲の人にどんなサポートをしてほしいか伝え、できる部分は続けましょう。

認知症の方の声

自分がまだできることはあるから、それはやらせてほしい。でも、困ることもたくさんあるから、これは助けてくれる？とヘルパーさんに言うようにしています。

生活に手助けが必要

介護保険のサービス

※掲載以外のサービス等詳しくは、市役所高齢介護課、地域包括支援センター、ケアマネジャー等にお問い合わせください。

自宅に来てもらう訪問サービス

● 訪問介護(ヘルパー)

自宅で調理や掃除、買い物などの生活援助の他、排せつや入浴などの必要な介護が受けられます。

サービスを利用しても生活のすべてを任せる必要はありません。サポートを受けながらできることは続けましょう。

● 訪問看護、訪問リハビリ

健康管理や病状の確認、介護相談、リハビリなどが受けられます。

● 薬剤師などの訪問(居宅療養管理指導)

薬剤師などが計画的に訪問し、療養上の管理や指導を行います。



認知症の方は、薬が指示どおり飲めなかったり、体調が悪くても伝えられなかったりすることがあるため、薬や持病の管理はとても重要です。

施設に通うサービス

● 通所介護(デイサービス)・通所リハビリ(デイケア)

介護施設等に通い、交流や運動、脳リハビリなどを行い、認知症の進行を防止します。認知症介護の専門家がいる認知症対応型デイサービスもあります。

施設に泊まるサービス

● 短期入所(ショートステイ)

介護者が一時的に介護できないとき、施設等に短期間入所し、必要な介護を受けられます。

通い・泊り・訪問がセットのサービス

● 小規模多機能型居宅介護

本人の状況に合わせて同じ施設に通ったり泊まったり、必要に応じて訪問してもらえするため、顔なじみの慣れた介護職員から対応してもらえます。

入居するサービス

● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が、家庭的な雰囲気の中で介護職員の介護を受けながら共同生活を送ります。

介護保険以外のサービス

ちょっとした見守り、声掛け

● 高齢者等見守り事業

地域の方などがボランティアとして定期的に自宅を訪問し、見守りを行います。見守りと合わせて、ごみ出し等の簡単な支援を行える場合もありますのでご相談ください。

→市役所高齢介護課 高齢福祉係 ☎34-5472

調理や買い物などの生活を支えるサービス

● 家事サービス、弁当や食材の宅配

料理や掃除などの家事を支援してくれる家族などが身近にいない場合、シルバー人材センター、NPO法人や民間企業等が行っている家事サービスがあります。

また、弁当の宅配や、食材の配達などの民間サービスがあります。

詳しくは、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。

● 日常のちょっとしたお手伝い(ちょこっとサービス)

ごみの分別やごみ出し、植木の水やりなど、10分～30分程度でできるちょっとしたお手伝いをシルバー人材センターが行っています。

→シルバー人材センター ☎34-2526

一人で外出し、行方が分からなくなる心配があるとき

● 認知症高齢者等靴ステッカー見守り事業

行方が分からなくなった時に備えて、申請により個人を特定することができる番号が記入された靴ステッカーを無料で配布します。

また、本人の写真や家族の連絡先などをあらかじめ登録し、市役所、警察、消防署、地域包括支援センターが保管し、いざというとき早期発見に役立てます。

→市役所高齢介護課 介護保険係 ☎34-5476

さんじょう 00●



靴のかかたに付番した蛍光色の反射ステッカーを貼付け

● はいかいシルバーSOSネットワーク

万が一、行方が分からなくなった時は、警察に相談しましょう。

警察は、家族の申し出により、SOSネットワークを通じて企業や報道機関、市役所、介護保険サービス事業所などへ情報提供し、早期発見の協力を依頼します。

→三条警察署 ☎33-0110

● 認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症等の方が起こした偶然の事故によって法律上の損害賠償が発生した際、その損害賠償額を補償する保険への加入を支援します。(保険加入料は市が全額負担)

→市役所高齢介護課 介護保険係 ☎34-5476

生活に手助けが必要

お金や財産の管理が心配

理解力、判断力が低下してきたとしても、日常的なお金の管理や、本人の財産、権利を守ることができます。

訪問販売などで不当な契約を結んだのではないかと心配なとき

● 消費生活相談

消費者トラブル、悪質商法などの相談に応じ、対処方法についての助言や、事業者との交渉の際、間に入り調整するなど解決の支援が受けられます。

→市役所 市民総合窓口 ☎34-5553

お金の管理が心配なとき

● 日常生活自立支援事業

生活をしていく上で自分一人で判断することに不安がある方に、福祉サービスの利用手続き、年金の手続きや公共料金の支払いなどの日常的な金銭管理のお手伝いをします。

→三条市社会福祉協議会 ☎33-8511

● 成年後見制度

認知症や知的障がいなどにより、自分で理解・判断することが難しい人を守るため、家庭裁判所に申立てを行い、支援する人を決めるものです。

預貯金の管理や、介護保険サービスの利用、施設入所などの契約の締結・取り消しができ、詐欺被害の防止や、本人に不利な契約を取り消すことができます。

申立て等にかかる費用の助成もあります。

→地域包括支援センター (P4、裏表紙参照)
成年後見支援センター ☎47-4787

法定後見制度

判断能力が不十分になった方の援助を裁判所に申し立て、本人を保護、支援する後見人等を決めます。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ本人が代理人(任意後見人)と契約をします。



補助

判断能力が不十分な方

保佐

判断能力が著しく不十分な方

後見

判断能力が常に欠けている方

法定後見制度は、対象となる方の状態によって3つに分けられます。

介護の悩み・介護の仕方

認知症の方を介護していると、ストレスや葛藤を抱えることがあります。介護者同士の交流で、「一人じゃない」「仲間がいる」ことを知りましょう。

悩みを話したりリフレッシュしたりできる場

● 認知症カフェ

認知症の方や家族同士の交流等のほか、認知症について学ぶ講座も実施しています。認知症の症状への対応の仕方などの相談もできます。「さんじょうオレンジカフェマップ」をご覧ください。(P7参照)

● 家族介護支援事業(介護者向け講座)

家族同士の交流等のほか、介護講座や、家族がリフレッシュするためのメニューもあります。

→開催日は、市ホームページ、広報さんじょうに掲載しています。

市役所高齢介護課 高齢福祉係 ☎ 34-5472

● 介護家族のつどい

認知症の方を介護している家族が集まり、介護の相談、情報交換などを行っています。

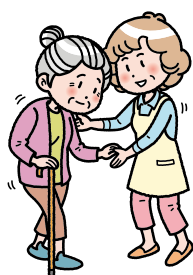
毎月1回 第2土曜日 午後1時30分から3時30分まで

→公益社団法人 認知症の人と家族の会 世話人 山谷 ☎ 38-6325

認知症の方への対応の心得

3つの「ない」

1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない



7つのポイント

1. まずは見守る
2. 余裕を持って対応する
3. 声を掛けるときは一人で
4. 後ろから声を掛けない
5. 相手の目線に合わせて優しい口調で
6. 穏やかに、はっきりとした滑舌で
7. 相手の言葉に耳を傾けてゆっくりと



◆「介護マーク」をご存じですか◆

認知症の方は、外見では障がいがわかりにくいいため、周囲の誤解を避け、介護中であることを周囲に知らせるためのマークです。

異性の介護者が公共トイレで介助をするときや、男性介護者が女性用の下着を買うときなどに活用できます。

名札タイプとベストがあります。

→問合せ 市役所高齢介護課 高齢福祉係、認知症の人と家族の会



自分の意思を尊重してほしい

(これからの備え)

もの忘れが進んだり、判断力が低下したりしても、自分の思いに沿った暮らし方をするために、今後の望みを家族と話し合っておきましょう。

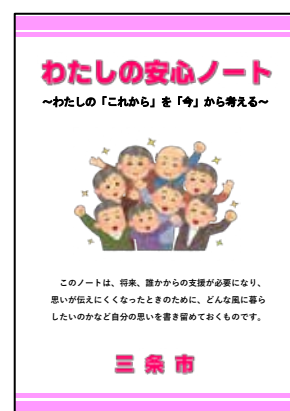
自分の意思を伝えたい

● わたしの安心ノート

誰かの支えが必要となったときにどんな風に暮らしたいか、医療や介護、財産管理など、自分自身のこれからのことを「考える」・「話し合う」・「備える」きっかけとなるノートです。判断力が低下しても、家族や支援者が本人の意向を尊重するための指針となります。

主な内容

- もしもの時の連絡先
- わたしの家系図、年表
- わたしの好きなこと
- わたしの健康のこと(持病、かかりつけ医など)
- サポートが必要になったとき(介護、財産管理を頼みたい人など)
- わたしの財産のこと
- わたしの葬儀のこと、お墓のこと
- 友人・知人一覧



→市役所高齢介護課 高齢福祉係、栄・下田サービスセンター、公民館、地域包括支援センターで配布しています。
市ホームページからもダウンロードできます。

ページ見本

書きやすいページから書いてみて、気持ちが変わったときなど何度でも書き直しましょう。

★わたしの家系図

父 母 兄弟姉妹

配偶者 わたし

子ども

孫・ひ孫

ペット
名前 _____ 性別 _____ 種別 _____
かかりつけの獣医 _____
気を付けてほしいこと _____

記入日: 年 月 日

7 サポートが必要になったとき

もし、判断力が低下したり、病気や認知症などで意思表示が難しくなった場合、どんな風に暮らしたいですか。

生活の支援を頼みたい人	<input type="checkbox"/> 特いない <input type="checkbox"/> 家族・親族にしてほしい (氏名: _____ 続柄: _____) <input type="checkbox"/> ヘルパー等のサービス事業者に依頼したい <input type="checkbox"/> その他 (_____)
介護の希望	<input type="checkbox"/> 自宅で家族に介護してほしい (氏名: _____ 続柄: _____) <input type="checkbox"/> 自宅でヘルパー等のプロに手伝ってもらいながら家族に介護してほしい <input type="checkbox"/> 介護施設等に入りたい (希望する施設名: _____) <input type="checkbox"/> 家族・親族の判断に任せる <input type="checkbox"/> その他 (_____)
暮らしたい場所	<input type="checkbox"/> なるべく自宅で暮らしたい <input type="checkbox"/> 家族の家で暮らしたい (氏名: _____ 続柄: _____) <input type="checkbox"/> 介護施設等に入りたい (希望する施設名: _____) <input type="checkbox"/> 家族・親族の判断に任せる <input type="checkbox"/> その他 (_____)
介護にかかる費用	<input type="checkbox"/> 自分の年金で支払える範囲で介護をお願いしたい <input type="checkbox"/> 年金で不足する場合は、預貯金を使っても構わない <input type="checkbox"/> 年金で不足する場合は、(_____) <input type="checkbox"/> 家族・親族の判断に任せる <input type="checkbox"/> その他 (_____)

財産の管理を頼みたい人	<input type="checkbox"/> 特いない <input type="checkbox"/> 家族・親族に頼みたい (氏名: _____ 続柄: _____) <input type="checkbox"/> 任意後見人を頼んで (氏名: _____ 続柄: _____) <input type="checkbox"/> 任意後見人の手続きをほしい (希望番号: (_____) - _____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
その他の希望	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____

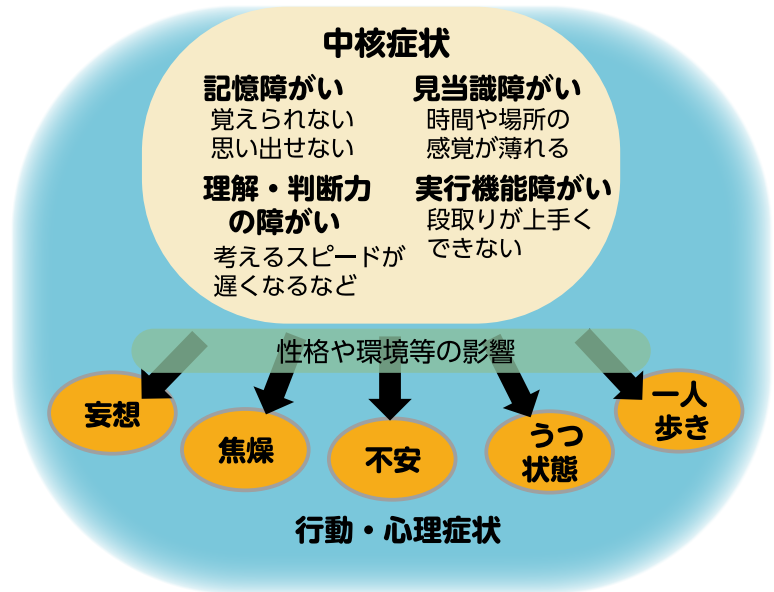
~知っておいで損はない話~ 「成年後見制度」

「成年後見制度」とは、認知症、知的障害、精神障害により判断能力が不十分な方々の権利を守り、安心した生活を送ることができるようになるための制度です。

「成年後見制度」には、本人の判断力が低下してから家庭裁判所が成年後見人を決める「法定後見制度」と、元来うちにあらかじめ本人が後見人を決めておき、本人の思いに沿った財産管理や介護をしてもらうことができる「任意後見制度」があり、それぞれ手続きが異なります。

主な認知症のタイプとよくある症状の例

認知症は、脳の細胞のダメージにより直接起こる症状(中核症状)と、本人の性格や周りの人の対応など、環境によって生じる症状(行動・心理症状)があります。



今までと様子が違うと感じたら、それはもしかしたら認知症の病気による症状かもしれません。

アルツハイマー型認知症

- 同じことを何度も聞く
- 約束をすっぴかす
- 料理などの段取りが悪くなる
- 日にちが分からなくなる
- 服装がおかしい (季節が分からない)

特殊なたんぱく質が脳にたまり、脳細胞が少しずつ死んで脳が縮んでしまう



脳血管性認知症

- 外出がおっくうなど意欲が低下
- もの忘れはあるがしっかりしているときもある(まだら)
- 手足の麻痺や、ろれつがまわっていないなどの症状がある

脳梗塞や脳出血などで脳細胞がダメージを受ける



レビー小体型認知症

- 人や虫が見えると言う(幻視)
- 睡眠中に大声で叫ぶ
- 手足の震え、すり足歩行など動きがぎこちない (パーキンソン症状)
- 日や時間によって変動する

レビー小体というたんぱく質が脳にたまり、脳の神経細胞が減ってしまう



前頭側頭型認知症

- 周囲への気配りが減り、自分勝手な行動が目立つ
- 決まった時間に同じ行動をする
- 急に興奮したり、性格が変わったように見える
- 万引きや収集など反社会的行動が目立つ

脳の前頭と側頭部分の脳細胞が少しずつダメージを受ける



まず最初に相談するところ

地域包括支援センター

名称	担当地区	時間	電話番号
嵐北	第二・三中学校区	月～土曜日 8:30～17:30	36-0620
嵐南	第一・本成寺中学校区	月～土曜日 8:30～17:30	36-5001
東	第四・大崎・大島中学校区	月～土曜日 8:30～17:30	38-4455
栄	栄中学校区	月～土曜日 8:30～17:30	45-7600
下田	下田中学校区	月～金曜日 8:30～17:30	46-3193

受診や専門的な医療、若年性認知症について相談するところ

認知症疾患医療センター・若年性認知症支援コーディネーター

川瀬神経内科クリニック	月～土曜日 8:30～12:30 月・木曜日 15:00～18:30 火・金曜日 15:00～17:30	33-9070
-------------	--	---------

※クリニックの診療日・受付時間をご確認ください。

電話相談(コールセンター)

名称	時間	電話番号
新潟県認知症コールセンター	月～金曜日 9:00～17:00	025-281-2783
公益社団法人認知症の人と家族の会	月～金曜日 10:00～15:00	0120-294-456
若年性認知症コールセンター	月～土曜日 10:00～15:00	0800-100-2707

※いずれも年末年始、祝日を除く。

市役所等各種相談窓口

内容	担当	時間	電話番号
介護保険の要介護認定やサービス	高齢介護課 介護認定係	8:30～ 17:15	34-5475
高齢者福祉サービス(靴ステッカーなど)	高齢介護課 介護保険係		34-5476
障がい福祉サービス、障害者手帳等	福祉課 障がい支援係		34-5408
医療費助成(若年性認知症)	福祉課 障がい支援係(相談)		34-5408
障害年金(若年性認知症) ※年金加入状況により窓口が異なります。 まずはご相談ください。	三条年金事務所 ※要予約		32-2820
	市民総合窓口(国民年金のみ)	9:00～ 16:30	34-5540
成年後見制度	地域包括支援センター	8:30～ 17:30	上記参照
	成年後見支援センター	9:00～ 17:00	47-4787
消費生活相談	市民総合窓口 (市民・消費生活相談)	9:00～ 16:30	34-5553

※いずれも年末年始、祝日を除く。